

令和4年12月26日（令和4(2022)年度第32号）



# 全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育士会事務局

〒100-8980  
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル  
TEL 03-3581-6503  
FAX 03-3581-6509  
Mail [hoikushikai@shakyo.or.jp](mailto:hoikushikai@shakyo.or.jp)  
<https://www.z-hoikushikai.com>

<ニュースの内容>

- 全国保育協議会・全国保育士会 共同開催緊急セミナー「『子どもの最善の利益』を守るために」を開催
- 「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」が策定される（国土交通省）

## ■ 全国保育協議会・全国保育士会 共同開催緊急セミナー「『子どもの最善の利益』を守るために」を開催

12月23日、全国保育士会は、全国保育協議会（以下、全保協）と共同で、**緊急セミナー「『子どもの最善の利益』を守るために」**を開催しました（オンラインによるリアルタイム配信／延べ2,533名が視聴）。

本セミナーは、保育所・認定こども園等で虐待が行われていたことを受けて、すべての保育所・認定こども園等において、子ども主体、子どもの権利擁護という保育の基本を再確認したうえで、日々の保育を改めて見直す機会とするため、開催したものです。

セミナーでは、まず全保協奥村会長より「施設長として」と題し、子どもの最善の利益を守る保育を行うために施設長として実施してほしいこと等をお伝えしました。子どもの最善の利益を保障した保育とはどういうものか考え見つめ直してほしいこと、施設長が職員と話し合う機会や職員間で話し合う機会を持ってほしいことを伝えたいと、職員配置や職員不足、処遇、コロナ禍などが、虐待を行ってしまう言い訳にならないよう、施設長が積極的に調整を行い、すべての子どもたちの心身ともに健やかな成長と、子どもたちの笑顔につながる環境をともに作っていきましょうと呼びかけました。また、今回の事件を受けて、自園でどのような研修を行ったか、職員の話し合いを持ったかなどについて、保護者や地域に発信してほしいと伝えました。



全保協 奥村尚三 会長

続いて、全国保育士会村松会長より、「保育士・保育教諭等として」と題し、「全国保育士会倫理綱領」作成の経緯や、保育所保育指針に書かれている保育所や保育士の役割をお伝えするとともに、全国保育士会が作成している「人権擁護のためのセルフチェックリスト」作成の経緯、目的を解説しました。「セルフチェックリスト」は、自らの園の保育を振り返り、言語化するツールとして、チェックリストを用いて園の保育を職員同士で語り合う風土を作ってほしいことをお伝えしました。そのうえで、この機会に、保育に携わる職員一人ひとりが子どもへの言動を振り返って、見つめてほしいことをお伝えし、本セミナーを通じて、倫理綱領の真の実践、保育への姿勢を共有しましょうと呼びかけました。



その後、関西大学教授山縣文治氏より、「子どもの権利・主体としての子ども」と題し、「子どもの権利を守る」「子どもの最善の利益」とはどういうことなのか、「児童福祉法」や「保育所保育指針」を紐解きつつ解説いただくとともに、保育者として「子どもの最善の利益」を守る保育を行うにはどのようなことに気をつける必要があるのか講義が行われました。



全国保育士会北野副会長からは、『人権擁護のためのセルフチェックリスト』の活用～実践例を通して～と題し、自園で「セルフチェックリスト」をどのように活用しているか、その活用方法が伝えられました。「セルフチェックリスト」は、「レ点を記入するだけにならないように、具体的な言葉や対応を考えるきっかけ」にして、「環境、背景の違う子どもに対して、同じ対応ではないはず。一人ひとりを尊重することを自然なかたちで」行うことをめざし、「園内研修にも無理なく展開し、自園ならではのリストができることで、理念の共有」に繋がっていることが伝えられました。



最後に全国保育士会および全保協事務局を担当している全社協児童福祉部より、12月20日付けで出された社会福祉施設協議会の「虐待・権利侵害の根絶に向けた行動宣言～さらなる人権尊重・尊厳保持の実現に向けて～」に関し、その要点をお伝えしました。

本セミナーは、この後、12月28日（水）～2月17日（金）動画配信いたします。当日ご参加いただけなかった方はぜひご視聴ください。

全国保育協議会・全国保育士会 共同開催  
緊急セミナー 開催要項

## 「子どもの最善の利益」を守るために

### 動画配信について

動画配信日時：令和4年12月28日（水）～令和5年2月17日（金）

動画配信 URL：全国保育士会の「会員専用ページ」に掲載

■全国保育士会ホームページ <https://www.z-hoikushikai.com/index.php>

資料：全国保育士会の会員専用ページに掲載

※ 「会員専用ページ」に入るためには、ID およびパスワードが必要です。ID およびパスワードは、「保育士会だより」（年6回発行の機関誌）裏表紙の左下に記載しています。

全国保育士会 事務局

〒100-8980 千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部内

TEL：03-3581-6503（受付時間：平日9：30～17：30、12/29～1/3 は年末年始休日）

FAX：03-3581-6509

## ■ 「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」が策定される（国土交通省）

通園バスに子どもが置き去りにされなくなった事故を受け、国土交通省は学識経験者等を委員とするワーキンググループ（全7回）を設置し、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインは、10月12日に取りまとめられた「こどものバス送迎・安全徹底プラン」の一環として策定され、ヒューマンエラーを補完する装置として、「降車時確認式」、「自動検知式」の2種類の装置について、最低限満たすべき要件を示しています。

今後、保育所・認定こども園等において送迎用バスを運行する場合、本ガイドラインに適合する安全装置の装備が義務付けられます。また、本ガイドラインに適合する安全装置の設置費用については、令和4年度第2次補正予算により支援が行われる予定です（小倉将信こども政策担当相が11月1日の記者会見で、1台当たり18万円を補助する方針を明らかにしています）。

国は、各施設・事業における安全装置の装備が円滑に進むよう本ガイドラインに適合する安全装置のリストを追って作成・公表することとしています。各施設においては、導入しようとしている安全装置が本ガイドラインに適合するものであるかについて、当該リストにより判別していただくことが考えられます。

〈定められた要件の概要〉

(1) 降車時確認式の装置の作動（押しボタン式など）

- ・ エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す車内向けの警報を発する
- ・ 運転者等が、置き去りにされたこどもがいないか確認しながら車内を移動し、車両後部の装置を操作することで、警報を解除可能
- ・ 車内の確認と装置の操作が行われないうち一定時間が経過すると、更に車外向けの警報を発する

(2) 自動検知式の装置の作動

- ・ エンジン停止から一定時間後にカメラ等のセンサーにより車内の検知を開始する
- ・ 置き去りにされたこどもを検知した場合、車外向けの警報を発する

(3) 両方式に共通の要件

- ・ 運転者等が車内の確認を怠った場合等には、速やかに車内への警報を行い、15分以内に車外への警報を発すること（※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始）
- ・ こども等がいたずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること
- ・ 十分な耐久性を有すること（例：-30～65℃への耐温性、耐震性、防水・防塵性等）
- ・ 装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること（※）


※ 電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、電源喪失時の故障の通知要件を緩和する。

ガイドラインの概要は次ページを、また、ガイドラインの内容は下記ホームページをご参照ください。

■国土交通省ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 12月 > 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインを策定しました

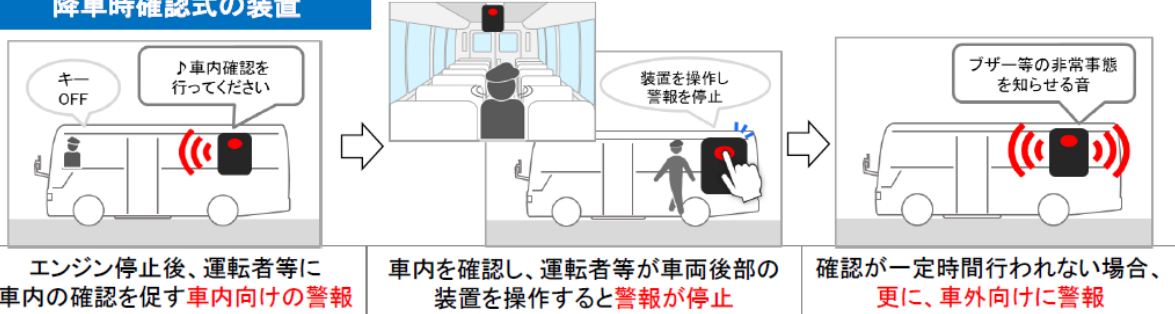
[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07\\_hh\\_000433.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000433.html)

## <ガイドライン概要>

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインの対象となる装置  国土交通省

- 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。


### 降車時確認式の装置



### 自動検知式の装置

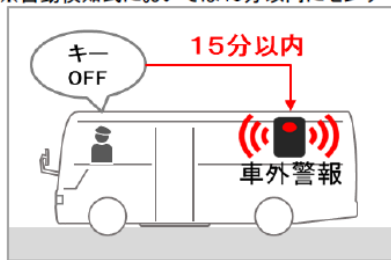


## ガイドラインにおいて規定された主な要件

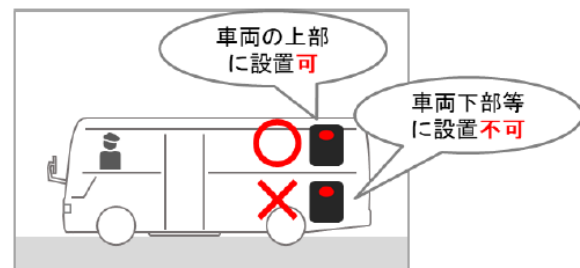
 国土交通省

① 運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内への警報を行うとともに、15分以内に車外への警報を発すること

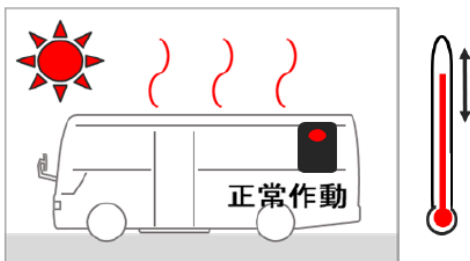
※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始



② こども等がいたずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること



③ 十分な耐久性を有すること  
例) -30~65°Cへの耐温性、耐震性、防水・防塵性等



④ 装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること※

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。

